

道路沿線の樹木所有者の皆様へ

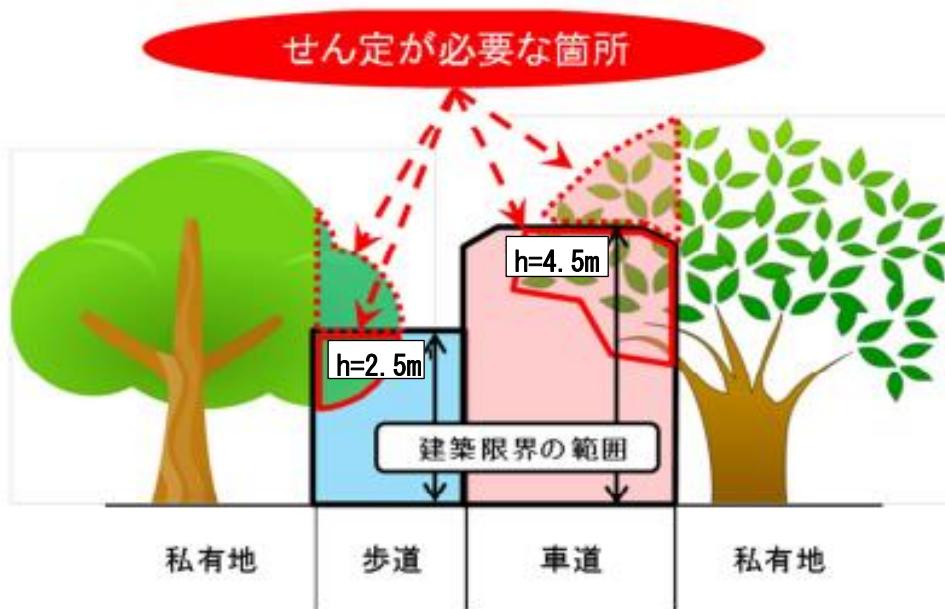
道路上に張り出している又は交通に支障を及ぼす恐れのある

樹木等の伐採・せん定・適正な管理のお願い

沿道の樹木管理が適正に行われていないと、自動車や歩行者等に、張り出した枝が接触する、枯れ枝が落下する、立ち枯れた樹木が倒れてくるなどの事故が発生したり、倒木や倒竹により道路が塞がれて通行ができないったりするなど、道路利用者の通行や安全を害するおそれがあります。

このような事故が発生した場合、所有者の責任を問われることがありますので、所有者の皆様におかれましては、樹木等の適正な管理を行っていただくようお願いします。

また、風雨や積雪などにより樹木等が建築限界内に侵入するなど差し迫った危険がある場合には、安全を確保するため、緊急措置として道路管理者が必要最小限で伐採やせん定を行う場合がありますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いします。



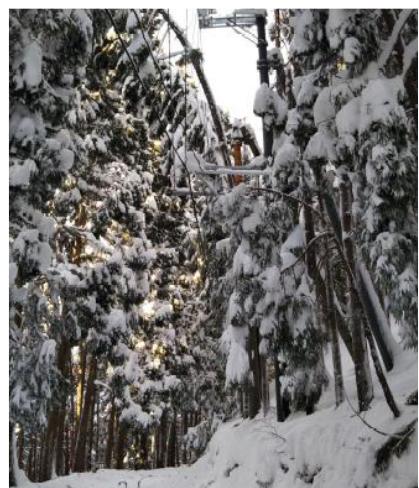
道路法及び道路構造令では、道路を安全に通行するため、車道の上空 4.5m、歩道の上空 2.5mの範囲に通行の障害となるものを置いてはならないと規定されています。

また、建築限界の範囲外であっても、道路の上空には樹木の枝等が張り出さないよう適正な管理をお願いします。

【樹木が道路の上空を覆っているケース】



【電線にかかり送電障害となっているケース】





道路上に張り出した木によって、所有者が訴えられる例もあります



【裁判事例】

損害賠償請求事件 和歌山地裁田辺支部昭和 46 年(ワ)51 号昭和 47 年 7 月 26 日判決（確定）

（事件の概要）

国道上に突き出て生育している松の大木の幹に自動車の屋根が衝突し、運転の自由を失い付近の民家に突っ込みブロック塀等を破損し、右自動車を大破し、運転者も負傷した。このため、運転者ら（運転者及び使用者たる会社）は被った損害について、道路管理者と松の木の所有者（占有者でもある）を被告として損害賠償請求訴訟を提起した。

（判決要旨）

松の木所有者は、これを国道上から撤去するなど危険防止について適当な措置を講じなければならぬ立場にあったものと認めることができ、道路管理者とは別個にその植栽支持についての責任を負うものであって、この植栽の支持について、道路管理者の管理支配を受けべき地位にあったものでないことはいうまでもない。仮に本件事故前に道路管理者から本件松の木の伐採等について何らの指示ないし要請を受けなかつたとしても、松の木所有者の責任に影響を及ぼすものではなく、松の木の所有者は民法第 717 条第 2 項に基づき本件事故によって他人に与えた損害については、これを賠償する責任があるものということができる。

樹木を伐採・剪定いただく場合には、次のことにご注意ください

- ・電線や電話線がある箇所は、事前に最寄りの電気事業者、通信事業者にご相談ください。
- ・作業にあたっては作業中の安全確保に加え、通行車両、歩行者、自転車等の安全確保に十分配慮して下さい。
- ・道路上で作業をする場合は、所定の手続き（道路占用許可等）が必要となる場合がありますので、詳しくは管轄の県民局・地域事務所へお問い合わせください。
※併せて、道路使用許可が必要な場合は、管轄する警察署へ手続きが必要です。

【お問い合わせ先（県管理道路）】

備前県民局管理課	(086)233-9835	玉野市・瀬戸内市・吉備中央町
東備地域管理課	(0869)92-5170	備前市・赤磐市・和気町
備中県民局管理課	(086)434-7062	倉敷市・総社市・早島町
井笠地域管理課	(0865)69-1634	笠岡市・井原市・浅口市・里庄町・矢掛町
高梁地域管理課	(0866)21-2854	高梁市
新見地域管理課	(0867)72-9170	新見市
美作県民局管理課	(0868)23-1437	津山市・鏡野町・久米南町・美咲町
真庭地域管理課	(0867)44-3116	真庭市・新庄村
勝英地域管理課	(0868)73-4061	美作市・勝央町・奈義町・西粟倉村